

『川島町男女共同参画によるまちづくり条例』に基づく事業者の表彰規程について

1 男女共同参画推進優良事業者表彰制度（仮称）の概要

（根拠：川島町男女共同参画によるまちづくり条例第11条第6号）

(1) 趣旨

男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者を表彰し、その取組を周知することにより、事業者における男女共同参画の普及を図る。

(2) 対象事業者

町内に事業所等を有する法人その他の団体であって、次のいずれかに該当するもの。

- ①女性の職域拡大や登用を推進している事業者
- ②仕事と家庭の両立支援を推進している事業者
- ③男女が働きやすい職場づくりを推進している事業者
- ④その他

(3) その他

応募方法は自薦又は他薦とし、表彰件数は毎年1件程度とする。

- ①広報かわじまに掲載、記者に資料配布
- ②町ホームページに掲載（商工会ホームページにリンク）
- ③町内に事業所等を有する法人その他の団体にダイレクトメールを送付

2 表彰における検討課題

(1) 優良事業者表彰制度の課題

- ①川島町男女共同参画推進計画へ企業等の目標を数値化し、まずは企業等への町の目指す男女共同参画に協力を求める。
- ②応募事業者が少なく、表彰事業者の実質的な選考ができない場合がある。
- ③表彰されなかった事業者への対応が困難である。
- ④年度により表彰者の取組みレベルが大きく異なる可能性がある。

(2) 改善の方向性

- ①まずは、平成27年度住民意識調査の結果や第4次男女共同参画基本計画策定

を鑑み、企業へ男女共同参画の推進を依頼する。

②平成28年度から平成32年度までの川島町男女共同参画推進計画に目標を設定する。

③表彰制度の実施にあたり、事業者登録（認証）制度の導入も検討すべきではないか。

1)登録：男女共同参画の取組みの推進を宣言する事業者

2)認証：男女共同参画に関する一定要件を満たす事業者

3)登録（認証）事業者の中から、取組実績の顕著な事業者を表彰

3 平成27年度の事業者表彰に向けた取組

(1) 川島町男女共同参画推進計画（平成28年度～平成32年度）へ目標設定を検討

(2) 企業等への町の男女共同参画社会の実現に向けた協力依頼

